

慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュートにおける人事に関する内規

2025年3月28日制定

2025年9月5日改正

(目的)

第1条 慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュート（以下「KGR I」という。）の人事については、この内規に定める。

(所員)

第2条 ① KGR I 規程（以下「規程」という。）第6条4項にある所員の詳細については次のとおりとする。

1 本務所員

KGR I にて常勤として任用される有期契約教員等とする。ただし、KGR I にて任用する有期契約教員等のうち、任用資金源を潮田記念基金とする者については、常勤か非常勤かに関わらず本務所員として扱う。

2 兼担所員

慶應義塾のKGR I 以外の部門に所属し、原則として研究を職務とする常勤者とする。

3 客員所員

慶應義塾に籍を有しない者、慶應義塾以外に本務を有する者、または常勤職がない者とし、非常勤として本大学に所属している者（有期契約教員等）、訪問学者、共同研究員、学生を含む。ただし、訪問研究員（日本学術振興会）については兼担所員として扱う。

② 前項に挙げた各所員のうち、大学教授もしくはそれと同等の研究上の経験・実績を有し、かつ、研究プロジェクトを遂行する能力を有すると認められる者については、それぞれ「上席所員」「上席兼担所員」「上席客員所員」とすることができる。

③ 有期契約教員等の任用にあたっては、「慶應義塾有期契約教員就業規則」等の慶應義塾諸規程に基づく。

④ 前項の有期契約教員のうち研究員については、以下の3分類に分かれるものとする。

ア PD

博士の学位を有する者、または、博士の学位を有するに相当する者

イ RA-D

大学院後期博士課程在籍者、または、大学院後期博士課程在籍者相当レベルの者

ウ RA-M

大学院修士課程および専門職学位課程在籍者、または、大学院修士課程および専門職学位課程在籍者相当レベルの者

⑤ 訪問学者の職位付与については「訪問学者に対する職位規程」等の慶應義塾諸規程に基づく。

⑥ 規程第3条2項に定める「KGR I 事業一覧」並びに第4条3項に定めるKGR I 内センターまたはプロジェクト（以下、「センター」または「プロジェクト」という。）のうち、セ

ンターの企画，提案，実施推進，その他センターの目的達成のために必要な本大学外の者を，客員所員のうち共同研究員として受入れることができる（本大学外に本務があり，本大学外において協力を行う者を含む）。本大学大学院後期博士課程（医学研究科，薬学研究科薬学専攻にあっては博士課程）に在籍する学生も含めることができる。対外的な呼称については「グローバルリサーチインスティテュート（KGR I）共同研究員」とし，義塾の雇用として報酬を支払うことはできない。

- ⑦ 前項までのセンター・プロジェクトにおける所員の雇用・職位付与に関する人件費等の原資は，当該センター・プロジェクトにかかる研究費等とする。

（受入申請）

第3条 所員の受入を希望する場合，センターまたはプロジェクト代表者よりKGR I 所長へ，所定の申請書類を提出する。

（受入審査）

- 第4条 ① 本内規における本務所員と客員所員のうち，センターにかかる者の受入れ審議のため，規程第8条第6項に基づき，人事委員会を設置する。
- ② 既に本大学のKGR I 以外の部門に所属がある教員の受入れについては，KGR I 運営会議で決定する。
- ③ センターにかかる有期契約教員等の受入れについては，KGR I 運営会議が人事委員会における審議結果に基づき推薦を決定し，大学評議会の議を経て塾長が任命する。
- ④ センターにかかる共同研究員の受入れについては，人事委員会の審議に基づき，KGR I 運営会議で決定する。
- ⑤ センター以外にかかる有期契約教員等の受入れについては，KGR I 運営会議が推薦を決定し，大学評議会の議を経て塾長が任命する。

（受入教員）

第5条 兼担所員以外の所員については，受入教員がいなくてはならない。受入教員は義塾専任教員，または，「慶應義塾有期契約教員就業規則」第2条第1項第3号および第8号に定める者および「慶應義塾大学先端研究教育連携スクエア等の特区における特任教員雇用に関する内規」，「研究特区における70歳を超える特任教員（特別特区特任教員）の雇用に関する内規」に基づいて任用された特任教員とする。受入教員は申請により変更することができる。

（受入期間）

第6条 所員の受入期間は，申請年度内とする。ただし，参画するセンターまたはプロジェクト設置期間内，かつ，受入教員の任期内を上限として，更新を妨げない。ただし，特任教員および研究員は「慶應義塾有期契約教員就業規則」に定める任用期間を限度とし，「定年を超えた特任教員の任用に関する内規」，「慶應義塾大学先端研究教育連携スクエア等の特区における特任教員雇用に関する内規」または「研究特区における70歳を超える特任教員（特別特区特任教員）の雇用に関する内規」に基づいて任用された特任教員の場合は当該内規に定める任用期間を限度とする。

（義務）

第7条 ① 所員は、全て法令、ならびに、義塾、K G R I、当該センター・プロジェクトの定める規程、プロジェクトの契約書やそれらに準ずるものを遵守するものとし、義塾の社会的信頼を失墜せしめるような行為を行ってはならない。

② 前項に反する行為を行った者、または、反するおそれがあるとして注意を受けたにも関わらず改めようとししない者は、受入期間中にあってもK G R I 所長の判断により受入れを解除することができる。

(例外)

第8条 所員について本内規により難しい場合は、K G R I 運営会議の決定による。

(人事委員会)

第9条 ① 第4条第1項に定める人事委員会（以下「委員会」という。）は委員長を含む 9名の委員で構成する。

② 委員長はK G R I 所長が任命する。

③ 委員長は、委員会を招集し議長となる。

④ 構成員の職位は専任の教授とする。なお、医学研究科の場合、教授（有期・医学部）についても、専任の教授に準ずるものとして、委員会構成員とすることができる。

⑤ 委員は、三田、日吉、信濃町、矢上、湘南藤沢および芝共立の6キャンパスに存する研究科から選出するが、複数の研究科が存するキャンパスについては、持ち回りとする。具体的には次のとおり、三田は3研究科ずつ、日吉および湘南藤沢は1研究科ずつ選出する。

三田： 文学研究科，経済学研究科，法務研究科 → 社会学研究科，商学研究科，法学研究科

日吉： システムデザイン・マネジメント研究科 → メディアデザイン研究科 →

経営管理研究科

湘南藤沢： 政策・メディア研究科 → 健康マネジメント研究科

⑥ 委員選出においては、K G R I への関わりの有無は問わないこととする。

⑦ 委員会委員長、委員のほか、拡大人事委員を置く。拡大人事委員は、あらかじめ各学部・研究科より 推薦を受けた者各1名以上、職位は本条第4項に準ずることとする。拡大人事委員は、通常は委員会へ参加せず、委員会の依頼により、審議に加わるものとする。

⑧ 委員会委員長を除く委員および拡大人事委員の任期は原則として2年とし、重任を妨げない。ただし、持ち回りで委員を選出する研究科については、原則として2年で交代することとする。また、任期の途中で退任した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(拡大人事委員会)

第10条 新規の教授、または、准教授の審査にあたっては、第9条7項の拡大人事委員複数名の参加を要する。審議への参加者は、委員会が審議される者の専門分野に応じて選出する。なお、拡大人事委員は、必要に応じて、さらに別の専門家を推薦し、あるいは代行を依頼することができる。代行者の職位は第9条第4項に準ずることとする。

(議決)

第11条 ① 委員会は、委任状を含め委員の3分の2の出席をもって成立するものとし、出席者

の過半数の同意によって議決するものとする。ただし、選任された拡大人事委員が加わる場合、選出された拡大人事委員の半数以上が出席するか、評価書等の提出がなければならない。同意が半数の場合は、委員長が決する。なお、委員は、やむを得ず委員会を欠席する場合は、原則として代行を立てることとし、代行を立てることが困難な場合は、委任状の提出をもって代えることができる。代行者の職位は第9条第4項に準ずることとする。

- ② 回議による審議を妨げない。回議の場合は、委員の過半数の同意をもって決する。同意が半数の場合は、委員長が決する。

(内規の改廃)

第12条 この内規の改廃は、KGR I 運営会議の議を経て担当常任理事が決定する。

附 則

- ① この内規は、2025年3月28日から施行する。
- ② 慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュート内センターにおける人事に関する内規およびグローバルリサーチインスティテュートにおける所員の取り扱いに関する内規は、この内規の施行をもって廃止する。

附 則（2025年9月5日）

この内規は、2025年9月5日から施行する。